

第19回軽米町議会定例会

令和 3年 6月 7日 (月)
午前 9時59分 開 議

議 事 日 程

日程第 1 一般質問

5番 田 村 せ つ 君
4番 中 村 正 志 君
10番 山 本 幸 男 君

○出席議員（11名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	7番	大村		税	君
8番	本田	秀	一	君	9番	細谷地	多	門	君
10番	山本	幸	男	君	11番	茶屋		隆	君
12番	松浦	満	雄	君					

○欠席議員（1名）

6番 館坂久人君

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	梅木	勝彦	君
会計管理者兼税務会計課総括課長兼収納・会計担当課長		福島	貴浩	君
町民生活課	総括課長	松山	篤	君
健康福祉課	総括課長	内城	良子	君
産業振興課	総括課長	江刺家	雅弘	君
地域整備課	総括課長	工藤	薫	君
再生可能エネルギー推進室	長	梅木	勝彦	君
水道事業所	長	工藤	薫	君
教育委員会	教育長	菅波	俊美	君
教育委員会事務局	総括次長	大清水	一敬	君
選挙管理委員会	事務局長	梅木	勝彦	君
農業委員会	会長	山田	一夫	君
農業委員会事務局	長	江刺家	雅弘	君
監査委員		竹下	光雄	君
監査委員事務局	長	小林	千鶴子	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴子	君
議会事務局	主任主査	関向	孝行	君
議会事務局	主事補	小野家	佳祐	君

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、館坂久人君から本日欠席する旨の届出がありました。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の一般質問は、通告順によって5番、田村せつ君、4番、中村正志君、10番、山本幸男君の3人とします。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問通告に基づき、順番に発言を許します。

◇5番 田村せつ議員

○議長（松浦満雄君） 田村せつ君。

〔5番 田村せつ君登壇〕

○5番（田村せつ君） 議長の許可をいただきましたので、私からは通告していた認定こども園と保育園の民営化についてお伺いします。

まず初めに、認定こども園についてお伺いします。軽米町にただ1つの教育施設であった軽米幼稚園が閉園して、軽米保育園と統合し、認定こども園として4月から花のまち軽米こども園がスタートしました。これまでも認定こども園については、何度かお伺いしてきました。町民の中からも認定こども園って今までとどこがどう変わったのかという声も聞かれます。そこで、認定こども園について次のことをお伺いします。

まず初めに、認定こども園は、幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持つ施設ですが、幼稚園的機能は、どこにどう生かされた保育内容になっているのか。また、お茶会など特色ある活動は、どのように取り組んでいくのかお伺いします。

次に、軽米幼稚園の職員が全員こども園に異動になりました。幼稚園教育を経験しているので、理想的だと思っています。そうしますと、結果的には、増員になっ

たということでしょうか。未満児の子供は、一人一人に大変手がかかります。増員になったとすれば、余裕のある保育対応ができていると捉えていいのでしょうかお伺いします。

最後に、今のこども園は、平成2年に建設されています。本来であれば、新築の施設でスタートするところだと思います。医務室は新しく増築されますが、あとは老朽化が進んでいるところもあります。修繕が必要になった場合は、すぐに対応してほしいと願うわけですが、可能でしょうか。

以上、3点のことについてお伺いします。答弁、よろしくお祈いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 田村議員の認定こども園についてのご質問にお答えいたします。

最初に、教育、保育内容は、今までとどう変わったのか。お茶会など特色ある活動は、どのように取り組んでいくのかについてのご質問にお答えいたします。

教育、保育内容につきましては、昨年度幼稚園及び保育園で使用している様々なカリキュラムを持ち寄り、新しい認定こども園に即したカリキュラムを作成したところであります。その内容につきましては、準備委員会でも了承いただき、県への認定申請の際に提出しており、現在はこのカリキュラムに沿った教育、保育を行っております。

また、カリキュラム内容といたしましては、幼稚園教育要領、保育所保育指針に基づき、これまで行ってきました保育の特色を生かしたゼロ歳から就学前の段階的な発達過程を見通したものとなっております。

また、特色のある活動についてですが、昨年度まで幼稚園で行っていましたがALTとの英語で遊ぼう、お茶会、ボール遊びにつきましては、今年度も認定こども園において引き続きご指導いただけることとなっております。また、フォリストパークでの自然体験等を行う野外保育も継続して行っているところでございます。

次に、軽米幼稚園の職員がこども園に異動になったことで増員になったのか。未満児は一人一人に手がかかる、増員になったとすれば、余裕のある対応ができているのかについての質問にお答えいたします。認定こども園の職員数は、昨年度までの軽米保育園と比較しまして、2名の増員となっております。昨年度は33名、今年度は35名で運営しております。内訳といたしましては、正職員10名、再任用職員2名、会計年度任用職員23名となっております。今は、年度初めで新入園児が園の生活に慣れ親しむ大切な時期ではありますが、受入れ人数に余裕があり、職員の気持ちにもゆとりのある対応ができている状況であります。例年でありまして、これから乳児を中心として10名程度の新規入所が見込まれますが、対応に当たりましてもゆとりを持った園の運営が継続できるものと考えております。

3点目のこども園の老朽化に対応した修繕が可能かについての質問にお答えいたします。田村議員ご指摘のとおり、現在の施設は、平成2年12月に完成し、平成3年3月より使用開始し、30年が経過しております。その後、平成11年度には、園舎を増築し、平成24年度に保育室を修繕、平成28年度には、園児用のトイレ改修を実施しております。また、本年度は、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、医務室の増設工事のほか、老朽化が著しい電力引込み設備の改修工事を行っているところでございます。施設の維持、修繕等につきましては、町全体の保育施設の長寿命化を図り、計画的に管理してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 田村せつ君。

〔5番 田村せつ君登壇〕

○5番（田村せつ君） ありがとうございます。

幼稚園と保育園の両方を取り入れた保育内容、また特色ある活動も幼稚園でやっていたとおりに認定こども園でもやるということ伺いました。そして、職員にも余裕があるということで大変安心しております。軽米町の大切な宝である子供たちです。何の心配もなく、健やかに成長してほしいと願っております。

それでは、次の質問に移ります。次は、保育園の民営化について伺います。第6次軽米町行政改革大綱の中で、保育園の民営化の推進とあり、民営化導入市町村の事例を調査しながら段階的な民営化を検討していくとあります。私は、民営化になるとどうしても営利目的の運営が考えられ、十分に保育士を確保しなかったり、または保育士の身分保障問題で辞めていったりして、保育サービスの低下あるいは保育の質の低下になると考えます。

保育士の身分保障や子供の安定的な保育環境は、公立だからこそ守られていると思っています。子育て支援日本一の町です。生涯にわたる人間形成の基礎となる重要な幼児教育を培う保育園です。その保育園を守っていくのが行政だと思っています。私は、これまでも民営化について質問しております。町長は、今後も民営化を進めていくと答弁されておりますが、私は民営化を見直してほしいと思っております。このことについては、いかがでしょうか。答弁よろしく願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 保育園民営化についてのご質問にお答えいたします。

保育園の民営化につきましては、以前も一般質問でお答えいたしましたとおり、平成8年12月に、簡素で効率的な町政の実現を目指しまして、軽米町行政改革大綱を策定し、今まで5次にわたる行政改革に取り組み、様々な改革を推進してまいりました。これにより、現在は、健全な財政運営を維持しておりますが、今後少子

高齢化の進展や人口減少への対応などにより、主要な一般財源である地方交付税の減額が見込まれることも想定され、事務事業の見直しや財源の重要施策への重点化など、引き続き、創意と工夫を凝らした町づくりに取り組んでいくことが重要となっております。

本年3月に策定いたしました第6次軽米町行政改革大綱の中においても、保育園の民営化の推進について検討しているところでございます。現在当町の認定こども園や保育園は、全て公設公営となっており、安定的な運営となっておりますが、画一的な保育となっていることも事実であると考えております。公立では、対象とならない補助事業等も多数あり、民営化により独自のノウハウや保育サービスの提供、特色ある柔軟な保育等、さらには民間ならではの創意工夫による保育サービスの充実も期待できるところであります。

しかしながら、田村議員ご指摘のとおり、公立施設が果たす役割も大きく、重要であることから、民営化につきましては、民営化導入市町村の事例を調査しながら地域説明会の開催など、広く意向を把握した上で、段階的な導入について検討してまいりたいと考えております。

保育園の運営に当たりましては、公立、私立共に県の監査を毎年受けることとなっており、民営化に当たりましては、行政と民間の役割分担と責任を明確化した上で導入することとし、子供の安定的な保育環境は維持されるような体制づくりも行っており、また、さらに、保育所保育指針に基づき、基本的な保育を実施し、子供に寄り添った人間形成の基礎をしっかりと培っていくことにあると思っております。

民営化に当たっては、保護者の皆さんや地域の皆様の意向を伺いながら慎重に進めてまいり所存でございますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 田村せつ君。

〔5番 田村せつ君登壇〕

○5番（田村せつ君） ありがとうございます。

ただいまの当局のお考えは大変よく分かりました。でも、私はどうしても民営化になると、国からの補助金は多くなりますが、その補助金がどの程度子供たちの運営に充てられるのかということを心配されます。

そこで再質問ですが、民営化を進めていって、何年後かに段階的に進めていって、運営法人を公募した際、該当者がいない場合は、どのようになるのでしょうか。そのところをお伺いします。答弁をお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 田村議員の再質問にお答えいたします。

いずれ先ほど申し上げましたとおり、決して急ぐつもりはございません。いろんな慎重に、今そういったことも含めて検討しながらじっくりとと申しますか、進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 田村せつ君。

〔5番 田村せつ君登壇〕

○5番（田村せつ君） ありがとうございます。軽米町の子供たちも少子化で少なくなってきました。この少子化の時代、行政が子供たちを守っていただくことを要望いたしまして、私の質問は終わります。ありがとうございます。

◇4番 中村正志 議員

○議長（松浦満雄君） それでは、次の質問者に移ります。

中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 4番、中村正志です。議長の許可をいただきましたので、私から3項目についての質問をさせていただきます。

初めに、副町長の選任についてお伺いします。このことについては、一昨年令和元年12月定例会で、私と同僚議員2人から質問をさせていただいておりますが、時間も経過しており、また状況も変化しておりますので、現状を踏まえた上での内容を心がけたいと思いますので、前向き、かつ明解な答弁方、よろしく願いいたします。

さて、副町長が空席となってから7月5日で2年が経過します。前回の質問に対して山本町長は、在庁期間の確保に努め、総括課長等との情報共有や意見交換をより密接に行うなど、鋭意町政の運営に当たっており、当面は現行の体制で町政運営を果たしてまいりたいと考えており、しかるべき時期には、議会に諮りたいと答弁されました。その状況から1年半が経過しております。昨年からは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、日本全国及び全世界が大変な状況となっております。役所の仕事もコロナ対策に追われ、大変な職責を果たしてきていることと思います。職員が何人いても足りないという悲鳴が聞こえてきているようにも感じられます。こういう状況に町長を補佐すべき副町長が不在というのは、部下職員も不安な状況の中で職務をこなしているのではないかと案じる次第です。

しかし、町長がいつも言われますしかるべき時期に来ていないということなのか、副町長選任案は議会には提出されません。これまで私のみならず議会からも副町長の必要性が訴えられてきていますが、山本町長は、副町長不在による町政への支障は生じていないとの認識で、副町長の選任を見送っています。地方自治法第161

条の条項に、都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる場合があります。地方自治を進めていく上において、地方自治法は憲法の規定に基づいて定められている法律です。その法律に沿っての町政運営を進めているものと思われませんが、第161条の副町長を置くという条項を山本町長は、どのように考えているのでしょうか。

他町村の例として、副町長を置かないところもあります。しかし、条例で定めてのことです。再び副町長を選任するときは、条例改正を行い、副町長を選任しています。山本町長のように、副町長の必要性を感じないというのであれば、なぜ副町長を置かない条例を制定しないのか、法を無視しているとしか思われません。課長等もこのことは分かっていることとは思いますが、長期政権の山本町長に進言できる課長等はいない状況なのではないでしょうか。地方自治法の規定に対してどのように考えているのかお伺いします。

次に、山本町長は、以前の特別委員会質疑で、副町長選任に関して新たな政策的課題あるいは庁舎内の様々な総括的な課題が出てきたら、躊躇なく選任したいと答弁されました。地方自治法第167条では、副町長は、町長を補佐し、町長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別の定めにより、町長の職務を代理するとあります。山本町長は、新たな課題などが出てきたらという認識のようですが、法律では、通常業務の中で、副町長が町長を補佐し、一体となって円滑な町政運営を進めるためのものと理解するのですが、副町長の職務に関して山本町長の認識は違うのではないかと思います。副町長の職務について改めてお伺いします。

最後になります。山本町長は、先頃岩手県町村会長を交代されたようです。昨年もコロナ感染の状況の中、県外出張等が少なく、在庁時間も確保されていたと思います。その中で、果たして町政が順調に進められてきたという認識でしょうか。副町長が不在で業務に支障が出ているのではないかという議会からの発言もありました。町民の声が果たして町長に届いているのか疑問に感じます。役場及び職員に対する町民批判もよく耳にします。町政執行事務を再点検し、町民が気軽に来庁し、気安く声をかけられる職場環境への転換が急務と思われませんが、現状をどのように把握し、現状のままでいいと思っているのかお伺いします。

以上、副町長選任について質問させていただきました。答弁方、よろしくお願います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の副町長の選任についてに関するご質問にお答えいたします。

副町長につきましては、前副町長が令和元年7月5日をもって退任されて以来、そのポストは空席となっているところでありますが、令和2年9月議会でもお答えいたしましたとおり、在庁時間の確保に努めるとともに、総括課長会議など、課長等との情報共有と課題分析し、意見交換を綿密に行いながら鋭意町政の運営に当たっているところでございます。

地方自治法第161条では、都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができるようになっており、当町の副町長定数条例では、副町長の定数を1人と定めておりますが、以前にも申し上げましたとおり、町政や政策、企画等の観点から、総合的に検討し、選任等についても検討してまいります。

平成18年6月の地方自治法の改正により、市町村長を支えるトップマネジメント体制について、市町村の規模、その所管する行政分野や事務事業等における自主性、自律性などから、助役に代えて副市町村長を置くこととし、その定数は、条例で任意定めることとされております。

副町長の職務といたしましては、政策及び企画立案、町の事務委任などを考えておりますが、当面は現行体制で運営してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

岩手県町村会長につきましては、本年5月22日をもって退任いたしましたことから、以前にも増してできる限り在庁に努め、町政運営に邁進してまいりたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、役場等に対しましての批判等がないわけではございませんが、業務体制や職場環境などにつきましても、点検、検証を行いながら町民に親しまれる町づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 今答弁いただきました。はっきり言って、私の質問に答えていないというふうに私は思います。私は、この法律について、副町長を置くというふうに定められていると。副町長を置くということは、置かなければならないというふうに私は認識しております。よく法律には、そういう人に関しては、置くということ、置くことができるという言葉がよく法律なんかではあります。置くことができるではなく、置くですから、我々、多分役場職員の方々は置かなければならないという認識でいろんな委嘱をしているのではないかと思います。

もう藤川副町長が退任してから2年経過するわけです。その間副町長を選任するための模索をしてきたのか、全くそれはないと。今までの答弁を見た限りでは、全く置く気がないというふうに思われます。長期において空席の市町村もないわけで

はない。その場合は、やはりある程度今模索している、見つけてはいるのだけれども、なかなか内諾を得られないとか、そういうふうな自助努力をしながら置くことができていないというふうなことであれば、まだ納得するわけですがけれども、その法律で置くというふうに定められている部分について、置く必要はないというふうに言っているわけです。しかるべきときということは、必要なときというふうに解釈しますので、今は必要ないと。だったら、なぜ条例で副町長を置かない条例をつくらないのか、それがよく分からない。やはり法律のとおり、ある程度町政を進めていくべきではないのかなと思います。その法律について再度お伺いしたいと思います。

それから、役場関係に対する批判がないわけではないというふうに言われています。果たして今の現状の中で町長だけで、それを受け止めることができるのかどうか。やはりもっときめ細かい住民からの意見等を聞く体制が必要ではないのかなと。私も町民の方々からよく言われています。役場に行きたくないという人が何人かいます。役場に行っても、全然話にならないという人たちもいます。そういうふうな声をもっと身近に聞いて、やはり改善しなければならないというふうなことを、では具体的にどうすればいいのだというふうな姿勢がちょっと全然見受けられないのではないかなというふうに思います。もっともっと町民からの声を聞く姿勢、そういう組織全体で考える必要があるのではないかなというふうに私は思うことでこういうふうな質問をさせていただいております。

それから、事業に支障がないと言われました。果たしてそうなのでしょう。私、3月定例会の予算審議しているときに、ある補助事業とか、そういう部分について質問したときに、補助要綱とか、その予算根拠は何でしょうかとお伺いしたときに、まだできていませんというのが何点かございました。本来予算というのは、根拠があって予算を措置するもので、まだまだその補助要綱なり、法律ができていない、国会であれば法律ができてから予算をつけるというのが普通の行政の仕事ではないのかなと。それで業務に支障がないと言えるのかなと。

多分私がそのとき思ったのは、町長からこれをやれと言われたから、職員が先にとにかく予算をつけて、後づけで補助要綱等を作成しようとしているというふうに受けました。やはりその中でもっと職員が身近に自分たちで考えて、町民のためにこういうふうなルールが必要だというふうなことを掲げて、それを町長に意見して、予算というのはつくられていくべきものだと思いますけれども、そういうふうな部分が今欠けているのではないかなというふうに実際、そういう状況がありました。

ですから、その辺のところももっと謙虚に反省していくべきではないのかなと。そのために、やはりもっと身近に職員を監督する副町長が今こそ必要ではないのかなというふうに私は思うわけです。そういう観点で今質問させていただいております。

すので、再度答弁方、お願いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ご指摘のように、町民の方々から広くご意見を聞くということは、非常に大事だと思っておりますし、それはいろんな形でこれから検討はしていかなければいけないというふうに思っています。

それから、先ほど私が指示して、それが先行して予算がどうのこうのということではございません。それはちょっとご指摘しておきたいというふうに思います。

法律的な関係に関しましては、総務課長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

〔総務課総括課長 梅木勝彦君登壇〕

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 中村議員のご質問にお答えします。

副町長の選任に当たりましては、地方自治法第161条によりまして、中村議員おっしゃるとおり、副町長等を置くというふうなこととなってございます。当町におきましては、副町長の定数条例におきまして1名ということに定めておりますが、現在は、副町長がないというふうな状況から、こちらにつきましては、副町長を置かないというふうな条例の改正等につきましても検討いたしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 法律的なことは、職員がいろいろと勉強して実施していくものだと思いますけれども、ただ今の件について、総務課総括課長が答えるのは、大変な内容ではなかったのかなど。だって、副町長を選ぶかどうかは、町長次第です。町長が選んで議会にかけると。それをやらないだけの話であって、総務課長は別に法律がこうなっていますのでというだけで、置くとか置かないとかというのは、総務課長が決められるものではないと、権限の問題が違うと思います。やはりこれは町長の考え方一つだと思います。

ですから、先ほども言っているように、2年も空席を、空けて置くのだったら、また今後もまだ空席にするのであれば、町長は自分が1人いれば、もう副町長なんて要らないのだよというふうな考え方であるのだったら、別に副町長を置かない条例を出したらいいのではないですか。なぜそれを出さないで、そのままにしておくのか。それが非常に不自然な部分だと思います。

はっきり言って、だから我々議会からもそういう同じことを何回も質問されている。やはりもっとその辺のところを明解にはっきりすべきではないかなというふう

にと思いますが、最後もう一度そのところを、やっぱり法に対して真摯な姿勢で取り組んでほしいということを含めて、最後の答弁を町長からお願いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 私は、これまで副町長は必要がないと言ったことはございません。必要なときは、ためらわずすぐ副町長の選任を議会をお願いするということも述べてまいりました。その法の解釈、それからまた恐らく中村議員今おっしゃっていることは、違法状態ではないのかということも含めた、そういう観点だと思いますけれども、その解釈。それからまた、条例を出す、出さないも含めて検討させていただきたいというように思います。

以上です。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 質問は3回と決められておりますので、これ以上のことは言えないのですけれども、ただはっきり言ってちょっと解釈が違うなということ非常に感じております。このことについては、多分聞いている方々が判断していただけるのかなというふうに思いますので、いずれ違法とか何とかというふうな部分はないのではないですか。これは別に普通にただ置くのであれば置けばいいと、置かなければ置かなくてもいいと、それだったら、それを条例制定すればいいと、ただそれだけのことで、ただそれだけのことを違法とか何とかまで持ち出すような内容のものではないと私は思います。このことについては、もう終わりますので、次の質問に入らせていただきます。

質問項目2点目でございます。入札結果の公表についてお伺いします。通常契約案件等を審議する場合は、議会から審議資料として、入札結果表を要求し、正当な形での入札結果を確認し、議決となります。その議案審議に必要な入札結果表が、昨年12月定例会から突然契約金額や予定価格、最低制限価格、契約の相手方が黒塗りとなって提出されることになりました。町長は、平成17年3月28日策定の軽米町営建設工事入札及び契約の過程並びに契約内容の公表要領に基づいてのことで、議会審議として公表することは、公表要領に反するためであるという説明でした。

少なくとも私が議員になってから6年、このようなことがなかったのが、なぜ突然黒塗りになっての提出となったのか不思議でなりません。総務課長が新しい人になったのならば、課長の見解の違いにより変えましたということなら、まだ説得力があると思いますが、4年も同じ課長であり、また前の課長もまだ同じ総務課に在

籍している状況の中で、なぜ公表要領に反するため公表できない、黒塗りとするということになったのか、その真意をお伺いします。

この入札結果表の公表に関しては、矛盾点があります。議会では、議案審議に必要な資料として提出を求めています。議案には契約金額や契約の相手方などが明記されています。しかし、資料としての入札結果表では、契約金額は黒塗り、契約の相手方も黒塗りとなっています。契約議案と、その議案内容の裏づけとなる資料との整合性が取れていなければ、議案審議もままならないのではないのでしょうか。あまりにも不自然な資料提出に疑問を感じないのか不思議です。公表要領に基づいての議案資料というのではなく、別な理由があるのではないのかと勘ぐりたくありません。不正のない入札結果を議会に公表し、議会が理解した上で議決されることが透明性のある町民からも理解される町政運営だと思います。公表要領に基づくという理由であれば、現状に合わせての改正が必要だと思います。要領制定であれば、町長の決断一つだと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

最後に、資料の黒塗りによって、かえって不透明となり、町民不信を招くと思います。現状を変えたくないのであれば、議案審議をするために必要な内容を別な形で資料として提出することも検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

公表要領に基づくことだけにとらわれて、議案審議に必要な資料ということが盲点になってはいないか、いま一度全体を見て再考すべきと思いますが、いかがでしょうか。議案審議に必要な資料提出についての検討をどのように考えているのかお伺いします。

以上、入札結果表の公表についての質問を行いました。答弁方、よろしくお願います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の入札結果表の公表に関するご質問にお答えいたします。

地方公共団体が締結する契約のうち、工事または製造の請負と不動産または動産の買入れもしくは売払い等に関わる場合は、地方自治法の規定により、議会の議決が必要とされ、当町においては、工事または製造の請負については、予定価格5,000万円以上の場合、不動産または動産の買入れ等については、予定価格が700万円以上の場合と定めているところであります。

契約締結に当たって議会の議決が必要である場合、議会の同意を得たときに、本契約の締結となることを含む仮契約を締結の上、契約の目的と方法、金額、相手方等が記載された議案を提出し、ご審議をいただいているところであります。

議会からの要求に応じ、議案の補足説明として提示しております入札結果表につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の規定に基づき、

平成17年3月に定めた軽米町営建設工事入札及び契約の過程並びに契約内容の公表要領に基づき作成しているもので、公表の内容は、入札執行後は、指名した業者の称号または名称と指名した理由、入札者の商号または名称と各回の入札金額、落札者の称号または名称と落札金額とし、契約締結後においては、契約の相手方の称号または名称及び住所と工事名、工事場所、種別及び概要、工事着手の時期及び完成の時期、契約金額、予定価格、最低制限価格と規定しております。

先ほど申しあげました仮契約につきましては、議会の同意があったときに、同意を得た事項を内容とする本契約を締結する旨を内容とした予約であると解されており、議会に対しまして議案として提出する時点では、本契約として成立していないものであり、入札結果表の内容も入札執行後時点では、契約の相手方等は記載されていないものであります。12月以降に資料として提出いたしました入札結果表につきましては、その公表要領の規定に沿い、契約締結前の入札執行後の内容とし、黒塗りとしている欄は、本来空欄となっているもので、記載されていない箇所が明確となるよう黒塗りしているものであります。

車両等の購入、財産の取得の場合も、工事請負契約に準じた形で資料を作成しております。議会に対しましては、予定価格等が記載された入札結果表を資料として提出してまいりましたが、過日ご説明申しあげましたとおり、議会は公開されていることも踏まえ、契約前に予定価格が公表された場合、仮に契約が締結に至らなかった場合、設計を見直した上での再度の入札が必要となるなど、事業執行に多大な影響があることから、公表要領に基づいた資料とすることが必要と判断し、ご理解をお願い申し上げたものでございます。

議案の記載内容と入札結果表との記載内容の整合につきましては、先ほど申しあげましたとおり、入札結果表の記載内容が入札執行後と契約締結後の公表時点で異なることによるものであります。また、予定価格等の公表時期につきましては、契約締結前に公表している団体もありますが、議会における議決を要する契約については、契約締結後に公表することとしている団体、当町と同様の規定としている団体もでございます。審議に関わる資料の出し方も含めまして、今後慎重に判断させていただく必要があると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、黒塗りによって町民不信を招くことのご指摘ではありますが、黒塗りの趣旨は、先ほど説明申しあげましたとおりでありますとともに、契約締結後には、全ての項目に記載した上で、速やかな公表に努めておりますとともに、設計図書についても情報公開の対象となっており、町民の皆様への不信にもつながるものではないと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

[4 番 中村正志君登壇]

○ 4 番 (中村正志君) 答弁いただきましたけれども、なかなか前に進まない町政運営だなというふうにも感じます。なぜならば、昨年 の 1 2 月 定例会 のとき、当時の総務課の総括課長がいろいろ説明しましたけれども、その内容を見ますと、やはり今後ちょっと検討しなければならないというふうな意味合いを含めた説明だったなど。やはり議会の考え方も尊重しなければならないなというふうな内容だったというふうに私は感じております、理解しております。

ですから、それからもう半年たっています。答弁は、全く変わっていません。なぜもう少し前に進まないのかなと。確かに一般町民に対しての公表は、そのとおりにかもしれないけれども、議会の審議のときに一般町民への公表と議会審議とは同じなのではないでしょうか。はっきりまず入札結果が出て、この業者が一番予定価格内の中で一番安い価格だったので、この業者に決めましたと。それを我々議会が見られないではないですか。予定価格は何ぼだったの、何ぼだったのかが黒塗りになって分からない。だけれども、この金額で落札させました。はっきり言って、我々は全然何もそれを分からないで、ああそうですかただ賛成しなければならない。確かに契約締結等の議案審議については、そんなにそんなに、予算も取っていることだし、事業についても賛成していることですから、そんなに深く追求することはないと思います。我々やはり何を見たいか、正当に入札が行われたのか、そして予定価格以内で、また最低制限価格よりも上でというふうな間の中で競争されているのかなというのをただ確認するだけではないのかなと思うわけです。

もしも、公開されてまずいのであれば、秘密会にしてくださいでもいいのではないのでしょうか。別に全てが議会の場合公開しなければならないというわけではないと。特に、特別委員会、軽米の場合は、毎回特別委員会をやっております。その項目に関しては秘密会にしますので、町民の方々は、傍聴者は退出してくださいと。そして、その内容については、契約日までは公言しないでくださいというふうにやればいいことではないのでしょうか。ただただ、それを黒塗りで公表できませんの一方的な答弁で果たしてどうなのかなと。やはりその辺のところでは透明性が欠けるといふふうに疑い、疑うというわけではないですけれども、そういうふうに透明性が欠けているのではないかというふうに感じるわけです。ですから、もっと議案審議に対する説明、理解できるような内容を議会に対して提示して、議案審議していただくということに対して再度答弁方、お願いしたいというふうに思います。

○ 議長 (松浦満雄君) 総務課総括課長、梅木勝彦君。

[総務課総括課長 梅木勝彦君登壇]

○ 総務課総括課長 (梅木勝彦君) 今の中村議員のご質問にお答えしたいと思います。

議会のほうに資料として提出しておりますものにつきましては、まだ仮契約の状

況であると。議会の同意を得た時点で契約となるということになります。そのようなことから、契約前に予定価格が公表された場合、もし公表になるような場合でございますと、議会の同意を得られない場合に、事前に公表することによって予定価格、最低制限価格などが知られまして、次の入札の執行あるいは事業の進捗に影響を及ぼすというふうなことから黒塗りというふうな対応とさせていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 今の答弁は、ちょっとまずいのではないのでしょうか。なぜならば、予定価格が公表されて、最低制限価格が公表されて、それで契約が不履行になったときは困るからと。だって、入札結果は、予定価格と最低制限価格の間の中で落札されているのではないのでしょうか。だから、それが契約不履行になるとか、誰かが邪魔をするとか、そういうことは全くないのではないのでしょうか。ただただそれを我々が確認、それに対して意見どうのこうのではなく、確認すればいいだけの話であって、今の答弁はちょっとまずいことではないのかなと。そして、また契約が不履行になったときに再入札をしなければならぬと。再入札するときには、また改めて予定価格なり、最低制限価格を定めるべきでしょう。だから、別に今の価格がそのとおりだと、同じかもしれないけれども、それはだって入札するまでは公表しない。ちょっと話が合わないのではないかなと。もう少しもっと明解に簡単に考えてもいいのではないかなと私は思うわけですがけれども、最後、もう一度答弁方お願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 私も総務課長も同じような答弁になると思いますが、議案として提出する時点では、本契約として成立していないものでありますので、入札結果表の内容も入札執行時点では、繰り返しになりますが、ちょっとそれは黒塗りでご理解いただきたいということであります。

以上です。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） いずれ1回しゃべったことをとにかくその持論を押し通そうというふうにししか見えないような感じがしますけれども、私も限られた質問回数ですので、これ以上は言いません。しかし、もっと簡単に考えてもいいのではないかなというふうに思います。簡単に考えてくれれば、町民も理解しやすい。何かへ理屈に

しか聞こえないように感じます。ただ、終わりますので、次の質問に入らせていただきます。

3つ目、最後の質問になりますけれども、交流駅建設の医療廃棄物の処理と県との交渉経過について、最後の質問となります。（仮称）かるまい交流駅建設の医療廃棄物の処理と岩手県との費用負担に係る交渉経過についてお伺いします。

6月3日、6月定例会招集日の本会議での政務報告の中で山本町長は、かるまい交流駅整備事業については、ご承知のとおり、建設予定地から医療廃棄物が出土したことに伴い、建設工事の進捗に大幅な影響を及ぼしていたが、5月6日をもって建設予定地から医療廃棄物の撤去が完了したことから、令和5年3月の完成に向けて建物本体工事に着手する予定として報告されました。医療廃棄物撤去処分業務については、2月16日に税込みの7,293万円で業務委託契約を締結し、5月6日に完了したということですが、処理状況の内容についてお伺いします。

掘削作業等については、岩手県と町とで確認しながら進めることと打合せをされていたようです。また、撤去処分費用も実績によって変更となることも予想されると言っていました。完了したことに伴い、処分費用に変更はなかったのかなど、これまでの処理状況の詳細な内容をお伺いします。

また、今後の工事進捗については、ただ単に5か月遅れというスケジュールで進むのか、今後の見通しについてお伺いします。

次に、医療廃棄物撤去費用を岩手県に求めていくと言っていますが、その交渉経過と岩手県の回答結果はどうだったのかお伺いします。岩手県医療局に費用負担を求めるための訪問を開始してからもう既に半年以上経過していますので、岩手県から回答が来てもいい頃ではないかと思われますので、お伺いするものです。

町長は、この医療廃棄物の処分費用について、できる限り町の負担を少なくするという発言になっています。当初は、岩手県で捨てたものだから、全額の処分費用を岩手県で負担してもらおうという考え方で1月26日の臨時議会で補正予算措置をしたものと私は受け止めています。町で現在負担している予算は、あくまで立替金であるという考え方と理解しているのですが、岩手県との交渉結果について、この辺も含めて答弁方、よろしくお願ひします。

最後に、もし岩手県との交渉結果が不調に終わり、岩手県からの費用負担がゼロで、全額軽米町が負担しなければならないという結果になった場合、山本町長は、その責任をどのように考えているのかお伺いします。

以上、交流駅建設工事について3点についてお伺いしました。答弁方、よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の交流駅建設の医療廃棄物の処理と県との交渉経過についてのご質問にお答えいたします。

最初に、交流駅建設工事の医療廃棄物のその後の処理状況及び今後の工事進捗の見通しについてお答えいたします。かるまい交流駅（仮称）建設予定地から出土した想定外の医療廃棄物につきましては、令和3年5月6日に建設予定地から処分場へ全ての医療廃棄物を搬出し、6月4日に業務の一切を完了いたしました。かるまい交流駅建設工事の進捗状況につきましては、医療廃棄物が支障とならない地中熱採熱工事のボーリングを進めてまいりましたが、5月19日に完了したところであります。

なお、医療廃棄物撤去処分業務に伴い、未着工でありました建築工事は、6月1日から着手しておりますことから、今後建設工事の工程に合わせて、建物に関わる機械設備及び電気設備工事に順次着手する予定としております。

次に、医療廃棄物撤去費用を県に求めると言っているが、その後の交渉経過と県の回答結果について伺うというご質問についてであります。令和3年3月定例議会でも同様のご質問をいただき、答弁申し上げましたので、その後の状況についてお答えいたします。これまで医療廃棄物の撤去処分等に関わる経費の負担について、口頭により岩手県医療局に要望してまいりましたが、今後本格的に負担に関する協議が開始される予定であることを踏まえ、根拠となる公文書が必要であると考え、令和3年4月2日付で県医療局長宛てに正式に陳情書を提出したところであります。

陳情の内容は、本年1月26日招集の臨時議会によりご説明いたしました補正予算の全項目の負担について、特段のご高配をお願いしたものでございます。この陳情に対し、令和3年5月10日付で県医療局長から文書により回答があり、医療廃棄物の撤去処分に要する経費については、県医療局が負担しなければならない考え方をお示し願いたい。また、その他の費用については、県医療局が負担すべきものでないと考えているという内容の回答でございました。

今回の陳情書及び陳情書に対する回答は、軽米町と県医療局が正式に協議を進めるために必要な文書のやり取りであり、詳細な協議については、今後両方で調整の上、取り進める予定としております。

最後に、県との交渉結果が不調に終わり、全額軽米町の負担となった場合、町長は、その責任をどのように考えるかという質問であります。先ほども申し上げましたとおり、費用負担に関わる詳細な協議は今後開始される予定であり、今の段階で、その結果について答弁申し上げることはございません。今言えることは、当町に財政的負担が生じないよう県医療局から費用負担を受け入れていただくために、軽米町のリーダーとして誠心誠意努力してまいる所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） それでは、今の答弁に対して再質問をさせていただきたいと思えます。

まず1つ目は、5月6日に掘削作業等、処理状況が全て終わったということです。その廃棄物の処理をどちらのほうに運んだのか1点。何か九戸村も受け入れたというふうなこともあったのですけれども、そこなのかどうか。

もう一つは、変更になることも予想されると、費用負担が。費用負担というか、処分費用が変更になることも予想される。この辺の実績による変更はあったのかどうか。

次に、岩手県から回答が来たというふうなこと、何か今の話を聞きますと、非常に望み薄だなというふうに聞こえてきました。ただ、まだまだこれから詳細を協議していくというふうなことではございますけれども、その文書については、今定例会の中でも特別委員会がございますので、その文書の写し等を後で資料要求をして、そのときに詳しくは内容を詳しく精査してみたいなというふうに思いますので、その辺のところはまたよろしくお願ひしたいと思えます。

ただ、どのような状況の中で、岩手県のほうが費用負担する必要がないといひますか、すべきではないというふうな回答になっているのか、今現在口頭でよろしいですので、その内容についてももう少し詳しく説明をいただきたいと。先ほどの説明だけでは内容がちょっと分からない。非常に重要な内容のものだと思いますので、その内容をもう少し詳しく説明いただきたいと思えます。

最後にですけれども、町長の責任の関係は、自分はまだまだこのことは決定していないので、答えるべきではないというふうに言いましたけれども、一番最初の答弁の中で、想定外というふうな言葉が使われています。しかし、想定外と言ひますけれども、もう結果としてこういう医療廃棄物が出土していますから、想定外だったから関係ないのだということではないと思えます。やはり原因があるはずなのです。工事を着工してからこういうことが起きたということ、やはりその前に防ぐことができなかつたのかとか、だから工事着工前に医療廃棄物を見つけることはできなかつたのかどうか。やはりその過程をもっと検証すべきではないのかなと。

やはりその辺の答弁がこれまでにない。我々は全く悪くないのだというふうなことだけしか聞こえてきていない。やはりもっと工事着工前にそれを見つけることができただろうかという、見つけれない、なぜ見つけれなかつたのか、やはりそのことを検証して、その辺のところを考へて、今後のいろんな事業についても役立つといひますか、にもプラスさせていかなければならない。今のただそのままに終わるのではなく、これはやはり一つのこれからの事業を進める上において、非常に重

要な部分ではないのかなというふうに思うわけです。

ですから、ただ単にうちが悪いのではなく、軽米病院の名前がついた体温計が出たから岩手県が払うのだ、ただそれだけではないと。やはりもっと謙虚に自分たち、軽米、我々の行動がどのようなことをやれば、それを防ぐことができたか、補償費を後から払わなくてもよかったか、その辺のところもやはり考えるべきではないかなと思います。その辺のところを含めて再度答弁方、よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） いずれ責任のお話でございますが、結果的にこういう結果でございますので、それは私も重く受け止めているところでございます。私も県のほうに再三申し上げますと、あのとおり、一生懸命お願いしながら費用負担等をお願いしてまいりたいというふうに思っております。

そこで、あと廃棄物の処理、それから変更になること等、それは担当の課長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

〔産業振興課総括課長 江刺家雅弘君登壇〕

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ただいまの中村議員のご質問にお答えいたします。

まず第1点目、その廃棄物はどこに運んだのかということですが、そちらにつきましては、九戸村のクリーンセンターのほうに運んでございます。いずれ廃棄物につきましては、法律に基づいて20リッター入りのそれ用の専用の容器に詰め込んで運んでおります。

第2点目のご質問でございますけれども、その金額に変更があるのか、ないのかということで、今現在全ての金額が確定したものではありません。クリーンセンターのほうからの処理の料金等もこれから明示されてくると思いますので、ただ変更があるのか、ないのかということにつきましては、九戸のクリーンセンターのほうで20リッターのタンクに満杯に詰めて本来は出す予定だったのですが、20リッターだと九戸のクリーンセンターのベルトコンベアが対応できないと、少し数量を落として運んできてもらえないかという要望がございまして、その分の容器料も増えてございます。なので、これから金額のほうにつきましては、確定いたしますので、分かった時点といいますか、いずれ確定した時点で全ての金額のほうについては、またご説明申し上げたいと思います。

あと県の医療局の関係でございますけれども、いずれ先ほど中村議員のほうに要望書等の資料要求をいたしますということでしたので、資料要求の内容を見て、検討して対応したいと考えております。

以上です。

〔何事か言う者あり〕

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 内容ですか。その内容につきましては、いずれ県との回答書につきましても、改めて今後協議する場を設けたいという県からの要望もごございます。再三、いずれこの費用につきましては、県も現場に数回来ております。いずれ現地のほうも確認していただきながら、金額等全てが確定した時点で正式な協議をしたいという県との打合せもごございます。

正式な協議をする前に先だって、いずれ初期の段階ということで要望書を提出して、それにつきまして大まかな考え方が示されたというものでございます。先ほど資料要求のほうでもされるのであれば、そちらのほうできちっとまた改めて説明申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 最後の質問になります。いずれこの医療廃棄物が出土したということに関して、土地購入のところからやっぱりこの問題はスタートしているのではないかというふうに私は思うわけです。やはりその辺のところをいま一度細かく検証していくべきではないのかなと。

当時のことと申しますか、そういうふうなことについてこれまでの答弁の中では、お互いの売主の方に対しても信頼関係の下で行ったとか、また同じ県と町との行政機関同士、道義上あり得ないことだとか、そういうふうなはっきりとした証拠がなくて、ただ単なる感情的な部分の中で今まで処理してきたところもあるようです。果たしてそれでよかったのかなと。

やはり本来ならば、土地を購入する際に、やはり病院の跡地であれば、当然そういうふうな医療廃棄物等が捨てられていませんでしたかと、軽米町では交流駅を建設しようとしていますよと、そうなれば、当然あちこち穴を掘ったりするわけです。そういうふうな部分をやっぱり確認すべきだった。それはないものだというふうなことをただ単に信頼したということで果たしてよかったのかなと。これもやはり役場のお金だというふうなことの甘えではないのかなと。もし、これが自分のお金でそれを売買したのであれば、やはりそういうことになれば、賠償してくださいよというふうなことになるのではないのかなと。

ましてやいろんな世間一般の中で連帯保証人になって、信用して連帯保証人になった。そしたら、そこが倒産した。そしたら全て連帯保証人に負債がかかってきたと。自分が何もしていないのだけれども、連帯保証人になったばかりに自分が夜逃げをしなければならぬ状況になったと、そういうのが世間一般あるわけです。

そういうことが役場の中ではそういうことはあり得ないと。やはりその辺のところ、もっと町民の側に立った考え方の中で事業を進めていくべきではないのかなというふうに思いますので、その辺のところを再度軽米町には全く非がないというふうな言い方を言い続けておりますけれども、再度その辺のところを検証して、今後の事業に役立てていきたいというふうな考え方があるのかどうか最後に山本町長からその辺のところを含めてご答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 先ほどちょっと感情的とか、ちょっと推測の域を出ないようなご発言でございましたけれども、決してそういうことではなく、今の場所は、第2候補ということにも位置づけしてありましたし、そしてまた議会とか町民の方にもそういういったところのご説明してきたつもりでございます。これまでもいろいろ議会等にも一般質問でも受け、説明してきたことでございますので、いずれ今後に関しましては、しっかりと県のほうに費用負担をお願いしながら財政の負担がないように一生懸命頑張ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 次の質問者に移りたいわけですが、ここで休憩しますか。

それでは、11時30分まで休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（松浦満雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

◇10番 山本幸男 議員

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 通告しておりました4点について順次質問をいたしますので、町長より答弁をお願い申し上げたいと思っております。

まず最初の質問の第1点は、軽米町の役場の組織の在り方、機構改革等見直しについて質問、私なりの提案をしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

3月をもって定年退職、希望退職を含めて約10人、来年度定年を迎える職員が約10名と聞きます。そこで、この方々は、躍進軽米、いわゆる人生をかけて町のために頑張ってくれた昔は若者、今第2のスタートに着こうとする方々でありまして、町民の一人として敬意と感謝のメッセージを送りたいと、そう考えております。

当町役場といたしましても、約20人の職員が退職されるということは重く受け止め、ギアを入れ直して、また頑張らなければならない、そう考えます。

質問に入ります。この退職された方を含めまして、退職された職員は、希望すれば、再任用職員として65歳まで働くことができるとか、今春再任用された職員中、ランク付けの問題でございますが、ランクが下がったが、担当課長として任用された職員もある、あるいはそうでない職員もあるというように聞きましたが、このやり方は、今年初めてのやり方、任用の仕方だと私は理解しておりますが、私の考え方は、いずれ再任用された職員は、一律格付、上下付けず対応する、新たなスタート、再任用ということが望ましいのではないかなと私は強く感じますが、そういう格差をつけたということの意味は何なのかお伺いしたいと思います。

もしかすれば、管理職手当等、勤務の時間帯、内容等も変わったのではないかなと。管理職手当が出る職員、そうでない職員、私は第2のスタートは、一律にそれぞれの分野で頑張ってもらおうということが正義ではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

質問の第2、課内における再任用職員の対応、バランス、年齢の構成等について私なりに疑問を感じますが、例えば総括総務課長という名前というか、役職があつて。その中に前の総括の課長も何人かいて、再エネのほうの関係も兼務しているものですから、その関係の総括もいる。それから、昔者の、昔者と言えど何ですが、昔課長をやっていた人もまたいるというふうな格好で、何人いるか私よく分かりませんが、総務課に。その中に、元の前の人たちが多数というふうな感じの職場というのは、躍進、新たな提案、ギアの入替え、そういう面では厳しいのかな、効果がいかなものだろうかと感じますが、その点はこだわらず交流等がなされていいのかなと。新たな分野で新たなスタート、待遇は格差なしというようなことでいかなものだろうかと考えますが、いかがでしょうか。

次の質問に移ります。そういう立場から軽米町には総括の課長というのがある、そのほかに担当課長というのがある、課長、室長があり、次長があり、というふうなものですが、いずれ総括、担当、課長の数が多過ぎる、たくさんあつて、そんな感じでございます。したがって、私は、もう少し部長制、例えばというふうな制度を取って、縦の線、横の線というような面で見直しを図ったほうがいかなかなと考えますが、その点は考えたことがありますか。軽米規模の町村では、それは似合わない、そう考えておられるのか質問したいと思います。

それから、4番目、人口減少について提案したいと思うのですが、人口減少対策室、その中には、結婚相談室担当も入りますが、人口減少が大変と著しい、本年5月の国勢調査の速報値というのがありまして、大体軽米の人口はこのぐらいですよというような速報値が新聞で報道されましたが、それを見ますと、軽米町は8, 4

23人、5年前と比較いたしまして9.8%の減、1割、5年前より約1割減と。全体の予測は、もっとどんどん加速されているのではないかというような印象の新聞の報道でございます。軽米町は、9月30日で8,827人、3月末で8,600人、国勢調査との格差が大変とあります。この格差は何で、住民登録でやっているのと国勢調査の速報値が違うのかなというふうなことで、何で違うのかというふうなことの、何ぼか差があります。その説明があったらお願い申し上げたいと、そう思います。担当課。

それから、人口減少は大変と厳しいものでございまして、町内の学校等を見ましても、小学校の1年生の入学が30人台と聞いていましたので、その後ちょっと入学時点のことは分かりませんが、いずれ1年生も1学級というようなことになったのかなと、また変わったのかなというのは、ちょっと聞いておりませんでしたので、いずれ子供もいない、人口減少というふうなことは、役場の躍進とか、子供が道路で遊んでいる姿がないというようなことは、もう大変と町が暗い、動く姿が見えないというふうなことになるので、私は緊急の課題だと、町長、そう考えます。

したがって、人口減少対策室というのをこの際思い切って設けてはどうかと。議会でも人口減少・少子化対策調査特別委員会というのを設けまして、様々な提案をし、近くは祝い金条例の改正等の提案の中心になったと、私はそう思っております。やっぱり議員の皆さんも議会、頑張っておりますので、町長も一緒に頑張る、そういう姿勢があってもいいのかなと、そう思いますが、どうですか、頑張らませんか、一緒に。提案をいたしたいと思います。

それから、次の質問ですが、職員の兼職について質問いたしたいと思います。先般町民の中から、町の職員が不動産の関係の看板を立てて頑張っていると。町の職員と不動産屋の看板というふうなことが、そういうのをやってもいいものかという問合せの電話がありまして、私もちょっと行ってきてきましたが、県道の脇に、町の職員のどういう身分だか私はちょっと分かりませんが、いずれ町の職員の名前がついて、例えば私はその人の名前をAと言います。A、宅地建物取引士、それから空き家相談士事務所と、こういうふうにした大きな看板が、私の選挙事務所の看板よりまた大変と立派な看板でございまして、そういう看板がどんと県道の脇にありましたが、正直私はよく分かりませんので、それで町長は問題ないのだという理解をしておられるのかどうか質問をしたいと思います。

以上。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 山本議員の庁内の機構改革についての質問にお答えいたします。

最初に、職員の採用、任用についてのご質問についてであります。職員の採用

につきましては、軽米町職員適正化計画を策定し、総合的に職員の人数を調整していくことや、年齢構成の標準化、人事評価制度の運用による職員資質の向上などによる職員適正化を行い、効率的、効果的な行政運営を目指しているところであります。そのような中で、採用者数につきましては、前年度の定年退職者、中途退職者等の状況と行政運営上必要な職種などの状況を見ながら募集しているところでございます。

なお、本年度におきましては、前期の職員採用試験を7月11日に行うこととし、保育士及び保健師につきましては、6月18日を締切りといたしまして、それぞれ若干の募集を行っているところでございます。

募集に当たり、募集人員を若干名としている理由でございますが、可能な限り採用予定者を明示するよう心がけておりますが、募集開始時における退職者数及び必要数が確定していないことや採用予定者数を1名とすることで、募集しようとするほうが狭き門と感じて応募しないケースなども想定されることから、若干名での募集とさせていただくものでございます。

次に、課等の統合も含めた改革についてのご質問にお答えいたします。当町におきましては、事務配分の合理化及び協業体制を強化するため、平成18年度にグループ制を導入し、平成30年度には担当制に改編して対応しております。また、平成27年10月に再生可能エネルギー推進室を新設いたしましたが、その後は大きな再編を経ないまま現在に至っております。

住民ニーズの多様化や少子高齢化等の社会情勢の変化、地方分権や地方創生の推進及び権限移譲など、町の責任と判断による対応が求められ、新規事業等による事務事業の増加や事務の複雑化などにより、各課間での事務量の隔たりも大きくなっているのが現状でございます。限られた財源や職員数の中で新たな行政課題や住民ニーズに的確に対応できるような組織機構の見直しは、緊急の課題と認識しております。町民の皆様にとって分かりやすい組織体制とするため、課等の統廃合も含め、組織機構改革に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、兼職等の対応についての質問にお答えいたします。町職員は、地方公務員法により、営利企業等の従事制限があり、兼業は強く制限されております。理由といたしましては、職務専念義務、守秘義務、信用確保が損なわれる可能性が高いことから制限されておりますが、近年NPO活動や地域団体の活動などの地域貢献活動については、一部認められているものもあります。また、パートタイムの会計年度任用職員については、営利企業への従事制限の対象外となっております。パートタイムの会計年度任用職員については、勤務時間が限られていることなどから、それら職員の生計の安定や多様な働く場の確保のために柔軟な対応が必要であること等から、制限の対象外となっているものであります。

しかしながら、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規則は適用されることから、そのような事案が発生した場合におきましては、職務の公平を確保する等の観点から、必要に応じて営利企業等への従事許可申請を求めるなど、適切な対応に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 通告がちょっと詳しくなかったの、かみ合わないのですが、それでは総務課総括課長、梅木勝彦君。

〔総務課総括課長 梅木勝彦君登壇〕

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

来年の3月をもって退職される職員は10名ほどあるというふうなことで、それらの職員の勤務体制、再任用職員に対してのことでございますが、再任用職員につきましても、勤務体系については、フルタイム、パートタイムという勤務の体制がございます。また、退職時の職階から新たな再任用になった場合の職階への移行が発生してくるものでございまして、一律の職員のランクといたしますか、職階については、それぞれの経験を踏まえながら対応させていただいているというふうなことになってございます。

続きまして、前課長が同一課にいるということで弊害がないかというふうなご質問でございますが、現在のところは、そのような弊害等はないというふうに考えているところでございます。

しかしながら、様々な人数等あるいは年齢構成もいびつとなっている職場状況となっていることから、再任用の配置についても再度検討が必要ではないかと考えているところでございます。

それから、人口減少対策室を設けてはというふうなお話でございますが、そちらにつきましても、組織機構改編等と併せまして、皆様からご意見を伺いながら前向きに検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 国勢調査と町民。

〔総務課総括課長 梅木勝彦君登壇〕

○総務課総括課長（梅木勝彦君） すみませんでした。国勢調査と住民基本台帳との人数の差があるというふうなことではございましたが、国勢調査につきましても、生活の拠点となっている市町村で人数をカウントするというふうなことから、軽米町におきましては、住民票の人数よりも国勢調査の人数が少ないというふうな状況となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 関連質問いたしますので、よろしく申し上げます。気がついたところからしゃべっていきたいと思います。

職員の募集の問題ですが、若干名というふうな感じの募集は、私は避けたほうがいいのではないのかなというふうな感じがします。受ける側が何人採用するか分からないから私はもう受験しませんよ、もうどうせ決まっているでしょうというような人もあります。そんな面では、若干名というような数字は、1名としても、もう決まっているべというようにも言われるかもしれませんが、いずれ明解にして明解な対応をしたほうがいいのではないかなと考えて質問通告しておりましたので、改めて答弁をお願い申し上げたいと思います。

それから、再任用の格付の問題、いずれ変わった、今までは、そういう格付の仕方をしたことがなかったと私は理解しています。それを今度は、数名の方に格付にして、ランクを、立つ位置を与えたというふうなことについては、私は、いずれ今まで40年か50年一緒に頑張ってきた人たちが、新たにスタートするとき、またそのポイントを与えてスタートというのはいかがなものだろうか。頑張ってもらって、またそれぞれ躍進するというふうなやり方をしたほうがいいのではないかなと思いますので、改めて提案して再考をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、3点目、職員の兼業の問題でございますが、町長の答弁は、正直結局どうするのかというのは、私には分からない。今のままでA君は、そのまま役場にて稼ぐのか。それとも、そちらに専念するのか、看板にカーテンを引いて役場に来て稼ぐのかというようなことを明解に、これはやっぱり町長の判断だと思います。A君の判断ではなく、町長がどうしたいのか。

特に私は、さっき具体的にまずA君と町長の関係について申し上げようと思って原稿を書いていましたが、例えば再エネの関係の仕事が多かったのではないかなと、そう思っておりますので、そこに関する立つ位置が、今の仕事と直接関係があるかと言えば、直接はないかもしれませんが、いずれ土地の動きというふうな面では、関連性があって、それから町が空き家相談の関係で予算化もしている。それから、彼の具体的なパートという話が出ましたが、パートの関係の通勤手当等の予算化がなされている。もしかすれば、おまえがしゃべっていることは違うというふうなことがありましたら、どうぞ指摘してもらえばいいと思います。

そういう町とA君と深い関わりがある。ましてや、今年3月の定例会の休会日に町長は、円子地区にあった生ごみの処理施設を突然中止というふうな方向を打ち出しまして、3月の定例会の休会の日には仙台の処理工場に急遽ブレーンというか、町長の仲間的人を連れて日帰りで研修に行った。そのときのメンバーに、そのA君

も入っている。町長、A君、協力隊といいますか何だ、商工会の関係と合わせて4人で日帰りで行って1泊もしないで帰ってきて、そのときの1人当たりの経費が何ぼかといえば、2万4,280円、これは私、全体で9万七千何ぼか支出しておりますので、明細書を出せと私は委員会で頑張りましたが、提出されない。改めて今回はまた出そうと思っていましたので、詳しくその中でも説明願いたいと思いますが、そういう日帰りで2万4,000円も使える、そういう仲間だと。当然本来であれば、そこに行くのは、再エネの課長が同行するとか、そういう職員が行くのですが、そこからはその人でなくA君が行ったというふうなことの深い関係があって、何でも情報がお互い取れるというふうなことでございますので、そんな面では、そのけじめを町長自身がつけるべきだと、そう考えますので、改めて質問いたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） それでは、山本議員の再質問にお答えいたします。

先ほど仮称A君というお話でございました。それにつきましての職務体系と申しますか、それは現在会計年度任用職員というふうなことで、その中では、今の現状の兼職の在り方は問題が発生しているとは言えない状況でございます。しかしながら、職務専念義務、それから信用失墜等の服務規程は適用されておりますので、そのような事案が発生した場合には、きちんと必要に応じて対処してまいりたいというふうに思っております。

それから、また3月4日の件であります。これはごみも含め、あるいは鶏糞等炭化器械が非常にいい機械があるというふうなことで視察してまいりました。A君は、企業誘致と申しますか、再エネのほうで企業誘致等も、そういった担当もしておりますので、それが今企業誘致を進めている企業と連携した形で、その機械を対応できないかというふうなことで一緒に見てまいりました。現在もそういったことは進めておりますが、そういったことで大変重要な任務でございますので、引き続き担当をお願いしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

〔総務課総括課長 梅木勝彦君登壇〕

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 山本議員の質問にお答えします。

募集に当たりましての若干名について避けたほうがいいのではないかというふうなご意見をいただいたところでございます。当方といたしましても、人数を示しながら募集したいところではございますが、先ほどお話ししましたとおり、状況によっては若干名という表現も使うこともございますので、その部分については、ご了承いただきたいと思っておりますのでございます。

それから、再任用職員の件でございますが、ほとんどの再任用の職員の方が、パートタイムを希望してございます。昨年度退職になった、現担当課長方につきましては、フルタイムの勤務ということから、担当課長というふうな職名で勤務しているところでございます。今後もフルタイム、パートタイムあるいは退職して再任用を希望する個々の職員の状況に応じまして、勤務体制あるいは職階等につきましても検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 関連して質問したいと思います。ただいまの課長の答弁の中で、任用職員の格付の問題、私は、いずれ第2のスタートは公平に、一律のスタートというふうな形が望ましいと、そう考えておりますので、機会がありましたら、どうぞ検討願いたいと、そう思います。

それから、兼職の問題ですが、町長の答弁も分かりましたが、ただ結局どうするのということになりますと、何かしら、何も私がした質問に答える結論にはならないと、そう考えます。そんな面では、町長はやっぱりそういう最も信頼できる人であれば、政治生命をかけて私は守りますというのであれば、それでもいいし、そうでない考え方を新たにしたいというのであれば、そのほうがいいのかなども考えますが、どうしたいのか、今時点でどうしようと考えているのか答弁をお願いしたいと思います。

それから、宅地建物取引士、それから空き家相談士というのは、町を経由して申請するとか、それからその資格を取るためにどこからか補助金が来るとか、そういうものではありませんか。町を経由して県に出す。多分県が許可する事項だと思いますので、その点については、どうなのか併せて答弁願いたいと思います。

以上。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

〔総務課総括課長 梅木勝彦君登壇〕

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 山本議員の質問にお答えいたします。

再任用職員の職階につきましては、お話のありましたとおり、検討させていただきたいと考えておるところでございます。

それから、職員の兼業の禁止という部分の中の宅地建物取引あるいは空き家対策等々の申請に当たっては、町を通して行うのかというふうなご質問でございますが、これは直接県のほうでの許可申請、許可というふうな状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 先ほどちょっと守る、守らないというようなお話も出ましたけれども、現状では、先ほども何回も申し上げておる問題がない状況でありますし、また今重要な仕事を担っていただいておりますので、そういった面では継続して仕事をしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） では、ここでお昼休憩としたいのですが、山本議員、よろしいですか。一般質問中断になりますが、それでは、午後1時まで休憩します。

午後 零時06分 休憩

午後 零時57分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、午前中に引き続き会議を開きます。
一般質問を続けます。

山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 質問を続けたいと思います。午前中の質問の中で町長の答弁は、全く納得できる答弁ではなかった。とりわけ最後の質問の中で、事務所を開設したA君については、重大な仕事を持たせておるのでというような発言がありましたが、重大でない人たちは誰なのか、みんな重大ではないのかな、そんな感じもいたしますので、重大とは何か機会があったら、答弁願いたいと思います。

次の質問に移ります。農政についてということで通告しておりましたが、旧晴高小学校跡地に計画しているライスセンターの建設、予算審議の中で本年中には完成したい、するだろうというような答弁をもらって、金額的にも大変と大きい額でございましたので、町の事業とすれば、大変と期待される事業でございますが、何だか今の段階で何の建設の気配も、具体的な説明もないようでして、一方もしかすれば、予算的に県あるいは国等で対応が現段階でないというような情報も聞いておりますので、その事情について説明願いたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 旧晴高小学校跡地に計画しているライスセンターの計画に変更はないかとの質問にお答えいたします。

ライスセンター新築の計画は、令和3年度において、強い農業づくり交付金事業を活用し、新岩手農業協同組合が事業主体となり、旧晴高小学校跡地に二戸北部のライスセンター3施設を1か所に集約し、新しいライスセンターの建設と乾燥機等の設置を計画していたものであります。事業採択の審査は、ポイント制で行われた

とのことで、新岩手農協においては、岩手県の指導により、補助要綱に記載されている成果目標を最大限に盛り込み、事業申請したところではありますが、今年度強い農業づくり交付金事業での事業採択はされていなかったと伺っております。

新岩手農業協同組合では、ライスセンターは築30年以上経過しており、更新は必ず必要であることから、早急に県関係機関と協議した結果、同一事業と今年度追加要望のある他の補助事業での採択を進めていく方向であると伺っております。

当町といたしましても、新岩手農業協同組合と連携を図り、事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 残念な答弁でありました。交付金事業が採択されていなかったというふうなことで、今年度はそうすると見込みがないというようなことなのかどうか。また、別な事業で鋭意努力するというようなことなのか。

かかる案件につきましては、北部の町村に関わる問題、管内のことでもありますので、そういうことについては、町村は問題意識を共有していることですか、質問いたします。

それから、かかるような案件につきましては、私は町長の政務報告の中に若干触れて、こういう状況になっていますということを教えてもらう、そういうのが政務報告ではないかなと思っておりますし、変わる、重大事業の一つでありますので、そういう処理がこれからはされたほうがいいのかなど。様々情報を共有して、共に頑張るというふうなことが大切ではないかなと思っておりますが、いかがですか。

以上。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

〔産業振興課総括課長 江刺家雅弘君登壇〕

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目、今年度は事業のほうは見込みはないのかということでございますけれども、先ほども町長のほうから答弁がありましたけれども、もともとこの事業申請につきましては、1つは強い農業づくり交付金事業という事業に申請して、事業採択を要望していたところであるようです。いろいろポイント制により、今年度は、岩手県で2か所、ライスセンターの要望があったみたいですが、県の2か所とも採択されなかったというように聞いております。

それで、JA新しいわてといたしましても、早急にこの件につきましては、町のほうにも連絡がありまして、それで対応について検討した結果、今年度追加の要望で

産地パワーアップ計画事業というもう一つの事業があるそうです。こちらに再度申請して、併せて今年度採択されなかった強い農業づくり交付金事業、この2つの事業に事業要望して、どちらかの事業が採択になった場合は、1つ目は取り消すということで2つの事業に要望して、でもいずれ今年度事業推進に向けて努力したいということで伺っております。

それから、町村との共有を図っているのかということですが、いずれこの事業は、二戸市のライスセンター、あと九戸村のライスセンター、軽米町のライスセンターを1か所に統合して、新しく造るということですが、九戸村、あと二戸市のほうにも農協のほうでいずれ説明に上がって、同じようなことで説明しているというように伺っています。

あと政務報告に報告されなかったということですが、今年度の追加要望で採択するというようなことでしたので、もう少しそれらの経過を踏まえながら報告したほうがよかったのかなと考えているところでございまして、ご指摘のとおり、今回の政務報告でも報告したほうがよいのではということでしたので、いずれ今後検討して速やかに報告するようにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 重ねて質問したいと思います。

今の強い農業づくり交付金の関係ですが、ポイント制も含めながら今回は対応が延びているというようなことの説明ですが、それも致し方がないと思いますが、ただ予算化しているわけですから、歳入、歳出そういう予算化しているわけですが、それらは、まず全額交付金でなく、自己負担というか、当町が負担しなければならない部分もあるわけですが、全体としてやっぱり速やかに対応する、対策を取るというのが急務、特に今年度は予算化しているというふうなことから見れば、その重さというのは、やはり町としては、もう少し真摯に受け止めたほうがいいのかと、そう思います。早い時期に方向性について、分かり次第、今後とも議会にも、町民にも報告していくというふうなことで、私たちが知らない中で、今年度は駄目だというような農業関係、それから話等も聞かれて、正直がっかりするというようなことですが、そういうことのないように町長、頑張ってもらいたいと思います。

次の質問に移ります。次の質問は、町及び町長が告発されている事件について、その後の動向についてお知らせ願いたいと思います。町長は、前回私の一般質問に答えるような形で、いずれ事件としては終わりましたと、私は今後そういうことについて引き回させることはありませんよというような宣言をして、終わったという

ようなことで私は理解しております。

ただ、その後新たに、刑事の関係については終わったというようなことでございますが、民事については、新たにまた告発されるというようなことになっているのかなと私は理解しております。嫌疑不十分で不起訴というのが刑事事件の結論でございます。嫌疑不十分というのは、もしかすれば青天の霹靂ではなかったというようなことなのかなと、私はそう思っております。そういうことから民事にまた告発がされたというようなことに私は理解しているのですが、この理解の仕方は間違いであるか。裁判の関係の言葉はよく分かりませんので、いかがなものですか、そのことについて質問いたします。

また、そういうことで民事で起訴という理解をすればいいのかなと。そして、大分時間もたちましたので、結審の見通しが大体もう近いうちに結論が出るのではないかなというふうなことの見通しというのはいかがですか。

以上。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

山本議員から告訴されている件としてのご質問をいただきましたが、現在告訴されている事案はございませんので、町を被告として提訴されている民事訴訟との判断でお答えさせていただきます。

議員各位には、全員協議会等を通してご説明申し上げているところでございますが、現在国家賠償法に基づくとする損害賠償請求事件と、それと関連する侵害賠償請求事件の2件の民事訴訟を受け、町では弁護士を代理人として対応しているところでございます。これまで4回の口頭弁論等が行われております。具体的な内容や今後の見通しなどにつきましては、訴訟継続中につき、答弁を控えさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 次の質問に移ります。かるまい交流駅の関係の事業についてありますが、午前中同僚議員から詳しく質問がなされましたので、簡単に質問したいと思います。

通告していたとおりの案件でございますが、1億2,400万円、医療廃棄物が出たことによって追加の予算が措置されている。残念なことでございます。したがって、私の質問は、さらなる追加の支出というのは心配ないかというようなことが第1点と。

それから、様々そういう産業廃棄物が云々という問題等が出ましたので、県との協議もあると思いますが、そのことによって、あるいは関連して事業が遅れることによって、今年度の国の補助事業が減額あるいは見直し、再検討というような心配というのではないのか。当面今年度歳入と見込んでおります補助金等が国からの借金の関係等も含めて変更というのは、あるのか、ないのか、心配しなくてもいいのか、その点お答え願います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 山本議員のかるまい交流駅事業のさらなる町費の支出について心配はないかについてのご質問にお答えいたします。

中村議員のご質問でも答弁申し上げましたとおり、建設予定地から処分場への医療廃棄物の搬出作業は5月6日で完了し、建設工事への支障は解消され、6月1日から建築工事に着手しております。このため想定不可能な新たな問題が発生しない限り、建設工事がさらに遅れることはなく、医療廃棄物の埋設を原因として発生した経費以外にさらなる町費の支出の心配はないものと考えております。

なお、再三答弁申し上げておりますが、医療廃棄物が埋設されていたことに起因して発生した費用負担に関わる詳細な協議は、今後予定されていることから、所有権には消滅時効がないことなどを主張し、県医療局に対して埋設廃棄物の所有者として責任を取るよう粘り強く協議してまいり所存でございます。

なお、県、それから国の補助事業のことに关しましては、担当の課長より答弁させたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

〔産業振興課総括課長 江刺家雅弘君登壇〕

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

いずれ交流駅に関する補助事業ですけれども、環境省の補助事業になりますので、この補助事業につきましては、工事の進捗内容によっては若干の変更があるかもしれませんが、いずれ大きな変更はないものと考えております。

また、医療廃棄物処理に係る費用につきましては、この補助の対象外ですので、併せてご報告申し上げます。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 細かいことに言及しますが、ただ私質問通告しておりましたとおり、今回はプラスこれ以上の支出が心配ないかというようなことで、ただいまの

答弁では、環境省の関係の補助事業については、若干の変更が云々とありましたが、若干というのはどのぐらいなのか。幅はこれも若干、これも若干ではうまくない。具体的にこういう部分について、こういう見直し、あるいは検討がというような形で答弁願ったほうがいいのかというものが第1点。

それから、クリーンセンターに運ぶ際に、何キロ、ポリ缶に分けて、ポリ缶といえますか、容器が云々という話があって、それはプラスになるというようなことでもございましたが、それは予算の範囲内で対応できるのか、それとも新たに予算化する事項なのか。また、今定例会にそれは出ている事項なのか、額は幾らか、それらについて答弁願いたい。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

〔産業振興課総括課長 江刺家雅弘君登壇〕

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

いずれ補助事業、若干の変更はあるものということで答弁申し上げました。いずれ工事期間のほうは5か月遅れているということでございまして、6月1日から工事のほうに着手しております。環境省の補助事業につきましては、設備工事等が主な要因でございます。いずれ工事のほうが進んでいかなければ、ではどれぐらい変更になるのかと、具体的な金額につきましては、ご説明申し上げることはできませんけれども、いずれ大幅な補助金の増減というものは、現時点ではないものと考えているものでございます。

以上、答弁といたします。

〔「クリーンセンター」と言う者あり〕

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） クリーンセンターに持ち出ししました医療廃棄物の容器の件でございますけれども、先ほど説明したとおり、数量も増えたということで金額のほうに変更はございますけれども、いずれ今現在全ての業務について積算中でございます。なので、今のこの議会には提案するような金額の変更とか、そういうようなものはございません。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） 以上をもって本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） 次の会議は、6月8日午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後 1時26分）